

## ⇨ 社長の娘に対する使用人給与

**Q** : 私は会社経営者です。このたび私の娘が当社で働くことになり、他の使用人と同様の職務につかせて給与を支払っていますが、何か問題になることはありますか。なお、娘は商法上の役員ではありません。

**A** : 娘さんに対する給与のうち、不相当に高額な部分の金額は、損金となりませんので注意してください。

### 【解説】

法人税では、次の①～④のいずれかにあてはまる使用人を特殊関係使用人といい、これらの者に支給した給与や退職給与のうち、不相当に高額な部分の金額については、損金の額に算入できないものとされています。

- ① 役員の子孫
- ② 役員と事実上婚姻関係と同様の関係にある者
- ③ ①及び②以外の者で役員から生計の支援を受けているもの
- ④ ②及び③の者と生計を一にするこれらの者の親族

したがって、あなたの娘さんも特殊関係使用人にあたりますから、支給した給与のうち不相当に高額な部分の金額は損金となりませんので注意してください。

なお、不相当に高額な部分の金額とは、その使用人の職務の内容、その会社の収益、他の使用人への給与の支給状況、その会社と同業同規模の他社での使用人給与の支給状況などに照らして、相当であると認められる金額を超える部分の金額をいいます。

